

黒部市新石田企業団地 入居企業募集要項

黒部市産業振興部商工観光課

1 黒部市新石田企業団地の概要

- (1) 名 称 黒部市新石田企業団地
- (2) 所 在 地 黒部市石田、岡及び堀切地内
- (3) 事業主体 黒部市
- (4) 開発面積 分譲面積 1. 3 8 ha
1 区画 (分割可)
- (5) 交通条件 黒部市中心市街地から南西へ約 2 ㎞
道路：北陸自動車道黒部 I. C まで約 7 ㎞
” 魚津 I. C まで約 6. 5 ㎞
国道 8 号に隣接
鉄道：あいの風とやま鉄道黒部駅まで約 1. 5 ㎞
- (6) 団地施設の概要
- ① 給 水 黒部市上水道を利用 (団地内道路に配管)
 - ② 排 水 黒部市公共下水道を利用 (団地内道路に配管)
 - ③ 雨水等排水 区域内に水路を整備、集合し黒瀬川へ排水
 - ④ 電 気 北陸電力(株)から供給 (入居者が申請)
 - ⑤ ガ ス プロパン (入居者が申請)
 - ⑥ 団地内道路 幅員 9 ㍎
 - ⑦ 国道からの取付道路 市道石田 9 号線を整備 幅員 9 ㍎
 - ⑧ 地質地盤 (N 値) N 値 3 0 (深さ L = 2 1 ㍎)
- (7) 都市計画制限等
- ① 用途指定 工業地域
 - ② 建ぺい率 6 0 %
 - ③ 容 積 率 2 0 0 %
- (8) 優遇措置【助成制度】
- ① 黒部市商工業振興条例に基づく優遇 (固定資産税相当額を 5 ヶ年助成)
 - ② 富山県企業立地助成金交付要綱及び黒部市企業立地助成金交付要綱に基づく優遇 (投下固定資産額 5 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上の場合、投資経費の 10% を助成 (限度額 2 億円) するもの。助成額負担割合：県 1/2・市 1/2)

2 申込方法

(1) 申込資格（以下の全ての要件を満たす必要があります。）

- ① 工場又は研究所、オフィス（事務所）、物流施設（倉庫、貸倉庫を除く）（以下、「工場等」という。）を建設し事業を行う者
- ② 事業計画及び資金計画が適切で、必要な資力を有する者
- ③ 使用目的が駐車場、資材置場としての使用のみでないこと
- ④ 公害の発生のおそれがなく、公害防止施設を有する者であること
- ⑤ 市税等の滞納がない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと

(2) 申込受付期間

平成31年5月7日から全区画入居企業決定まで随時募集とします。

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土・日・祝日は除く。）

(3) 提出書類

- ① 黒部市新石田企業団地分譲申込書（様式1）
- ② 企業概要書
- ③ 事業計画書
- ④ 直近2期分の決算書
- ⑤ 定款及び登記簿謄本
- ⑥ 直近の納税証明書
- ⑦ その他、市が必要と認める書類

(4) 提出部数

原本1部及び写し1部の計2部を提出願います。

(5) 提出方法

持参または郵送での提出をお願いします。

【提出先】 黒部市産業振興部商工観光課（黒部市役所 庁舎2階）

〒938-8555 黒部市三日市1301番地

3 入居企業の選考

(1) 決定方法

黒部市新石田企業団地入居企業選考委員会において審査のうえ、決定します。
(必要に応じてヒアリングを実施します。)

(2) 主な審査項目

①事業計画の先進性及び実現性

- ア 市が積極的に誘致する産業である
- イ 事業計画及び施設の建設計画が具体的である
- ウ 安定した企業活動を継続しており、必要な資力及び資金計画がある

②雇用創出の実現性

- ア 地域における雇用創出が期待できる

③地域への貢献度及び波及効果

- ア 市内企業との取引の拡大が期待できる
- イ 地域貢献の活動が期待できる

④周辺環境への配慮並びに環境保全計画の適正

- ア 交通対策が適正である
- イ 公害防止対策が適正である
- ウ 環境保全への取り組みが適正である

⑤黒部市新石田企業団地の実状とのマッチングについて

- ア 精密機械の取り扱いの有無について
- イ 水の使用量について

(3) 審査結果の報告

結果の可否を文書にて通知します。

(4) 区画の決定

選考委員会と申込者とで協議し、面積及び場所を別途通知します。

4 分譲方法及び手続の流れ

(1) 分譲方法

土地売買契約の締結を原則とします。ただし、借地借家法に基づく事業用定期借地権を設定した土地賃貸借契約（借地契約締結後 10 年以内の売却を条件とした借地契約）の締結によることができます。

(2) 分譲価格・賃借料

分譲価格は、1 m²当たり 17,000 円（坪当たり約 56,000 円）とします。

※緩衝帯は、分割登記せず一体的に同価格として販売します。

賃借料は、年額 1 m²当たり 370 円（坪当たり約 1,220 円）とします。

(3) 申込から土地の引き渡しまでの手続等は、以下のとおりです。

- ① 申込の受付
- ② 選考委員会による審査・ヒアリング
- ③ 結果の可否の通知
- ④ 分譲区画の決定
- ⑤ 土地売買契約の締結
（※分譲面積が 5,000 m²以上の場合は、「仮契約の締結」、「市議会議決」が必要）
- ⑥ 土地代金の支払い（一括納入）
- ⑦ 所有権の移転登記
- ⑧ 土地の引き渡し

5 その他の留意事項

- (1) 土地の引き渡し後、速やかに工場等の建設に着手すること
（※事前に工場等の建設計画書及び図面を黒部市商工観光課に提出すること）
- (2) 建築物等重要構造物のための地盤支持力は、申込者において各場所でボーリング等の必要な調査をすること
- (3) 工場等の建設にあたっては、周辺住居に配慮した緑地整備を行うこと
- (4) 契約締結の日から 3 年以内に操業を開始すること
- (5) 操業開始後、10 年以上継続して事業を実施すること
- (6) 高度な水処理、地下水の大量汲み上げを行わない業務内容であること
（地下水の汲み上げを行う場合は、地元（岡町内会）との協議を行うこと）
- (7) 事業活動にあたっては、環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）等環境の保全に関する法令を遵守するとともに、粉塵、排水、騒音、振動、悪臭、電波障害等公害が発生しないよう適切かつ十分な措置を講ずること
- (8) 地元（岡町内会）との交通協定を締結し、交通の安全に努めること

【お問合せ先】

〒938-8555 富山県黒部市三日市1301番地

黒部市 産業振興部 商工観光課 商工労働係

TEL : 0765-54-2611

FAX : 0765-54-2607